

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月29日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

三枚町特別緑地保全地区倒木撤去等緊急対応業務委託

2 履行(納品)場所

神奈川区三枚町398-1ほか(三枚町特別緑地保全地区)

3 契約日

令和5年10月5日

4 履行日又は履行期間

令和5年10月5日から令和6年3月15日まで

5 契約金額

5,170,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称:昇栄工業株式会社 代表取締役 水野 和美
所在地:横浜市港南区日野二丁目60番19号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

三枚町特別緑地保全地区内市有地の斜面上部に生えているコナラの大木が倒木し隣接の民家を破損しました。二次被害やさらなる家屋倒壊を防止するため、屋根上の倒木の撤去、撤去後の屋根の養生及び倒木が発生した緑地内の危険木の伐採は緊急を要する状況であったため、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

令和5年度災害協力事業者名簿に記載があり、過去の業務経験から当該緑地を熟知しており、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できるため。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課